# 地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標及び中期計画について

## 1 中期目標及び中期計画の概要

県

## 中期目標 (法第25条)

- 山口県立病院機構が達成すべき業務 運営に関する目標(4年間)
  - ①法人が中期計画を策定する際の指針 ②業務実績を評価する際の基準
  - ・ 評価委員会の意見聴取
  - ・ 県議会の議決
  - 知事が、法人に指示・公表

指示

# 法人

中期計画 (法第

(法第26条・第83条)

- 県から指示された中期目標を達成するための具体的な計画
  - 評価委員会の意見聴取
  - ・ 県議会の議決
  - 知事の認可
  - ・ 法人が公表

(参考) 年度計画 (法第27条)

- 毎事業年度策定する計画
  - ・ 法人が、届出・公表

# [法定記載事項]

中期目標	中期計画	
中期目標の期間	_	
住民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する事項	住民に対して提供するサービスその他の業 務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を 達成するためとるべき措置	
	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及 び資金計画	
	短期借入金の限度額	
財務内容の改善に関する事項	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不 要財産となることが見込まれる財産がある 場合には、当該財産の処分に関する計画	
	前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は 担保に供しようとするときは、その計画	
	剰余金の使途	
	料金に関する事項	
その他業務運営に関する重要事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に 関する事項(積立金の使途、その他法人の業 務運営に関し必要な事項)	

# [参考条文] 地方独立行政法人法(平成十五年七月十六日法律第百十八号) 抜粋

#### (中期計画)

- 第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、<u>中期目標に基づき、</u>設立 団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「<u>中期計画</u>」という。)<u>を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると</u>きも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 -~七(略)
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、<u>評価委員会の意見</u>を聴かなければならない。

#### (料金及び中期計画の特例)

第八十三条 第二十三条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

#### 2 スケジュール

## 平成26年度地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会開催計画(9月以降)

	第2期中期目標 策定	第2期中期計画 認可	第 1 期中期計画 変更認可
平成26年 9月	第13回(9月5日) 素案審議		
10月	パブリックコメント		
1 1 月	意見決定	第14回(11月4日) 骨子審議	意見決定
12月	12月県議会議決 知事指示・公表		12月県議会議決 知事認可
平成27年		第15回(1月13日) 素案審議	
1月		第16回(1月28日) 意見決定	
2月		2月県議会議決	
3月		知事認可	